

## 給付削減と大幅な負担増の方向性に抗議し、公費負担拡大で介護保険制度の改善を求める

…介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」に対する談話…

2010年12月8日

全国保険医団体連合会

会長 住江 憲勇

厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会は、「介護保険制度の見直しに関する意見」を2010年11月30日に発表した。

「意見書」は、介護保険部会委員や保団連、利用者・国民等が強く求めていた「公費負担を拡大して介護保険を改善せよ」との声についてほとんど検討しないまま、政府が6月22日に閣議決定した「ペイアズユーゴー原則」を盾に、利用料負担を引き上げ、給付を抑制し、営利企業の参入を目指す内容となっている。

厚生労働省は、介護保険の検討にあたって今年3月に「国民の皆様からの意見」を募集したが、設問5では「現在の給付水準を維持する場合でも、保険料も現在の2倍近くになる」とした上で、保険料負担増を抑える方策について、①自費の拡大や自己負担割合の拡大、②保険料徴収年齢の引き下げの2つから選択させ、「公費負担の拡大」を選択肢に入れなかった。また、設問6の「介護保険サービスの費用負担」では、①現在の水準を維持するために必要な保険料引き上げはやむを得ない、②介護サービスを充実するために保険料が引き上げられてもしかたない、③保険料を維持するために、介護サービスが削減されてもやむを得ない、④わからない、の4つだけを選択肢とした。

この設問は、国民が求める「公費負担拡大による保険料引き下げや介護サービス充実」の願いを無視し、「保険料引き上げか、サービス削減か」の二者択一を求めるものであり、世論をミスリードするものである。

厚生労働省は、こうした不適切な調査を元に介護保険部会に資料を提供し、閣議決定を盾にして公費負担拡大を求める介護保険部会委員の真摯な意見を十分に反映させなかった。

介護保険部会の論議は、このように「保険料引き上げ、給付引き下げ」ありきで進められてきたものであり、この「意見書」を前提に介護保険法改定が準備されてはならない。

高齢者は、これまで懸命に働き、日本の発展に寄与してきた。そもそも高齢者が人間の尊厳にふさわしい生活を送るためには、日本国憲法の理念に立って、①公的年金による十分な所得保障、②行き届いた保健・医療・介護サービス、③安全で快適な居住と地域の環境の確保等3本柱の総合的な施策が不可欠である。

そして介護は私的な問題として解決すべきものではなく、憲法13条と憲法25条に基づく国民の生存権を保障するものとして公的に国が責任を持って解決すべきである。

民主党は昨年9月の総選挙のマニフェストで「介護報酬を加算し、介護労働者の賃金を月額4万円引き上げる」、「療養病床削減計画を凍結し、必要な病床数を確保する」とし、8000億円程度の国庫負担拡大を公約に掲げた。

平成22年版厚生労働白書でも、社会保障分野の「総波及効果」は公共事業よりも高い。「雇用誘発効果」も主要産業より高く、介護分野（居宅）は第一位となっている。介護保険への公費の投入は、消費として終わるのではなく、雇用を確保し、日本の経済を押し上げる大きな役割を担っている。

保団連は、こうした立場から介護保険法改定にあたって、利用料や保険料負担を拡大するのではなく、政府が公約どおり公費負担を拡大し、介護サービスの充実を行うよう、強く求めるものである。